

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年11月24日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男  
議員 原田 陽子 議員 小池 正夫  
議員 石川 義光 議員 關 守  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一  
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光  
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男  
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 寺門 厚

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 横山 明子  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明  
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之  
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也  
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美  
総務部長 渡邊 荘一 総務課長 加藤 裕一  
総務課長補佐 小泉 友哉 管財課長 川崎 慶樹  
管財課長補佐 稲田 政徳 市民生活部長 玉川 一雄  
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 平野 玉緒  
環境課長 綿引 稔 環境課長補佐 荻津 厚緒  
保健福祉部長 平野 敦史 社会福祉課長 高安 正紀  
社会福祉課長補佐 山田 明 こども課長 萩野谷 真  
こども課長補佐 水野 厚子 介護長寿課長 萩野谷智通  
介護長寿課長補佐 住谷 孝義 健康推進課長 玉川祐美子  
健康推進課長補佐 飛田 建 産業部長 浅野 和好  
農政課長 会沢 実 農政課長補佐 浜名 哲士  
上下水道部長 根本 雅美 下水道課長 金野 公則

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- …委員長報告のとおりとする
- (2) 報告第10号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）  
…執行部より説明あり
- (3) 報告第11号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）  
…執行部より説明あり
- (4) 議案第54号 専決処分について（令和4年度那珂市一般会計補正予算（第4号））  
…執行部より説明あり
- (5) 議案第55号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第5号）  
…執行部より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時03分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

大変お疲れさまです。ただいまから全員協議会のほう開催するわけですが、その前に本日の日程について説明をさせていただきます。

本日、先ほど議会運営委員会が終わりまして、ただいま全員協議会のほう開催するわけですが、本日、全員協議会につきましては2回開催する予定となっております。

まず、最初に議会運営委員会のほうの報告並びに本日開催されます臨時会、こちらのほうの提出案件の説明の全員協議会をまず開きまして、その後臨時会を開催いたします。臨時会が終わりましたら全員協議会のほうを開催しまして、執行部提出の協議報告案件についてご審議いただくという形になってございます。

なお、全員協議会と臨時会、臨時会と全員協議会の間にユーチューブの限定配信のほうの切替えを予定しておりますので、お時間を10分から15分ほどいただくことになるかと思えます。ちょっと時間が延びてしまうかもしれませんが、ご協力よろしく願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対応としまして、3密をできるだけ避けるために机の間隔を開けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

定例会前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今事務局より説明がありましたけれども、全員協議会、また臨時会、また全員協議会と、今日は多数ありますので、慎重なりにもスムーズなご審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は15名であります。欠席議員は寺門厚議員1名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席をしておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、過日行われました那珂市表彰式典の際にもご臨席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、10月に入ってから県内においても再び増加傾向に転じ、今年1月の第6波のピークを超える感染者数が報告されております。季節性インフルエンザとの同時流行による医療体制の逼迫も懸念される中、市としては市民の健康を第一とし、オミクロン株対応のワクチン接種を推進するとともに、基本的な感染症対策を徹底しながら、緊張感を持って各種施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定や令和4年度那珂市一般会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告をお願いします。

古川議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告をいたします。

先ほど、議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和4年第2回臨時会及び令和4年第4回定例会について審議をいたしました。

初めに、令和4年第2回臨時会の提出議案及び会期日程案についてであります。

議会運営委員会、全員協議会資料の1ページをご覧ください。

提出議案は、報告が2件、議案が2件であります。なお、議案の委員会付託については議事の都合上当該委員会へ付託せず、会議規則第37条第3項の規定に基づき省略すべきものと決定をいたしました。

以上のことから、4ページのとおり、今臨時会の会期日程案は本日11月24日の1日間とすべきものと決定いたしました。

1ページにお戻りください。

次に、令和4年第4回定例会についてでございます。

提出予定議案は、条例の制定及び条例の一部改正並びに補正予算などの議案が15件、契約の締結が1件、公の施設の指定管理者の指定が2件であります。いずれも第4回定例会中に上程し、この議案18件につきましては5ページの委員会付託表（案）のとおり各常任委員会に付託し審議することに決定をいたしました。

資料の3ページに戻りまして、全員協議会協議報告案件は本日の臨時会に提出された案件を含め7件、12月16日に予定されております案件が2件であります。

次に、請願、陳情につきましては、今回は提出がございませんでした。

続いて、資料の6ページをご覧ください。

一般質問は10名の議員から通告がございました。通告内容及び予定時間につきましては一般質問通告書（通告順）のところに掲載をしてございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、お配りしてありますとおり、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第4回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、12月5日、原田議員から勝村議員までの6名、12月6日、小池議員から古川までの4名で実施することを決定いたしました。

議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧くださいの上、通告される場合は遺漏のないようお願いをいたします。また、今回の一般質問の通告内容について重複していると思われる内容はございませんでした。

次に、お配りした今定例会の会期日程（案）をご覧ください。

今定例会の会期日程は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日程どおりの進行が難しい場合に備え、前定例会同様、今定例会の会期を別紙のとおり11月30日から12月27日までの28日間とし、12月19日までに予定どおり全ての審議が議了した場合には、会期中に閉会する議決により同日に閉会することと決定いたしました。

また、傍聴席の対応ですが、こちらも新型コロナウイルス感染者数が増加傾向にあることから、今定例会も引き続き傍聴席の間隔を1席ずつ開けて行っていくことと決定いたしました。

また、従来行っておりました議員の3分の1が退席し、控室のモニター等で視聴するという方法につきましては、今回はなしということにしまして、全員議席で視聴することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

最後に、別紙資料をご覧ください。

一般質問の際、傍聴席からでは質問者の顔が見えないとのご意見をいただいておりますので、今回、一般質問時に議場内、詳しくは赤い部分で表示されております議長席の

前、演題の後ろのところに電子黒板によるモニターを設置しまして、傍聴席からも質問者の顔が見えるようにする試みを試行として実施することといたしました。

以上、ご報告をいたします。よろしく申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩 (午前10時13分)

再開 (午前10時14分)

議長 再開します。

報告第10号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)及び報告第11号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)について、一括して説明願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。以下、関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、報告第10号をご覧ください。

報告第10号 専決処分について。

別紙のとおり専決処分しましたので、報告いたします。

令和4年11月24日提出、那珂市長。

次のページをご覧ください。

専決処分の内容について、ご説明いたします。

専決処分年月日は、令和4年10月13日。損害賠償の額は14万3,759円です。損害賠償の相手方は、相手方1が車両所有者、相手方2が運転手で、記載のとおりでございます。

事件の概要です。令和4年5月25日水曜日、午前9時23分、古徳1915番6地先、国道118号において市職員が運転する公用車が信号で停止していた相手方1の車両へ追突し、運転をしていた相手方2が負傷したものです。

損害賠償の額の内訳です。相手方1が2万2,638円、相手方2が12万1,121円です。

過失割合。市が10割でございます。

次のページが発生場所、車両写真等になります。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第11号をご覧ください。

報告第11号 専決処分について。

別紙のとおり専決処分したので、報告いたします。

令和4年11月24日提出、那珂市長。

次のページをご覧ください。

専決処分の内容について。専決処分年月日は、令和4年11月2日。損害賠償の額は29万2,674円です。損害賠償の相手方は、相手方1が車両所有者、相手方2が運転手で、記載のとおりでございます。

事件の概要です。令和3年12月9日木曜日、午後1時25分、菅谷2742番地9地先において、市職員が運転する公用車（塵芥車）が一時停止の標識のある交差点で一旦停止後に侵入したところ、優先道路を右方向から進行してきた相手方1の原動機付自転車が公用車運転席側に接触し、運転をしていた相手方2が負傷したものです。

損害賠償の額の内訳。相手方1が1万9,887円、相手方2が27万2,787円です。

過失割合。市が8割5分です。

次のページが発生場所、車両写真等になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時21分）

議長 再開します。

続きまして、議案第54号 専決処分について（令和4年度那珂市一般会計補正予算（第4号））について、執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第54号をご覧ください。

議案第54号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和4年度那珂市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,595万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億3,763万3,000円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、四中学区コミュニティセンター整備事業（施工監理工事分）。補正後総額 8 億7,221万2,000円。年割額、令和4 年度 3 億4,667万円、令和5 年度 5 億2,554万2,000円。

7 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 2 億8,530万4,000円。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 5,065万円。

8 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2 億8,530万4,000円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 5,065万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

古川議員 補正予算書の8 ページなんですけれども、社会福祉総務費の、いわゆる電気、ガス、水道とか食料品とか、そういったものの価格高騰を受けて緊急支援給付金ということで 2 億7,500万円ということなんです、具体的にどういう要件で幾らぐらい給付されるのか教えてください。

社会福祉課長 社会福祉課長、高安です。

こちらにつきましては、国のほうから国の物価高騰に伴って負担額が増額するということを踏まえまして、非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1 世帯当たり一律 5 万円を支給するものになってございます。対象世帯につきましては、一応確認した中で 5,500 世帯に対して一律 5 万円を支給するという形になってございます。

以上になります。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時27分）

議長 再開します。

続きまして、議案第55号 令和4 年度那珂市一般会計補正予算（第5号）について、

執行部より説明願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第55号をご覧ください。

議案第55号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,415万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億2,178万8,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金246万3,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億3,169万3,000円。

16款県支出金、3項委託金、5目民生費委託金6万2,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,993万7,000円。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費1億78万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6万3,000円。2目高齢福祉費2,353万7,000円。3目障害福祉費2,312万7,000円。

6ページをお願いいたします。

中段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費328万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,014万円。

7ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,321万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、補正予算の主な内容である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の説明を願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原でございます。ほか関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、全員協議会の資料をご覧ください。

資料の2ページ目でございます。市の独自支援事業等の進捗状況についてということで、(1) 令和4年度新規事業実施について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の充当事業について、ご説明をいたします。

この交付金については、国の物価・賃金・生活総合対策本部におきまして岸田総理の指示により創設されたもので、資料2ページ上段の上の部分に記載をしておりますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な支援を実施する地方公共団体の取組により重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたものでございます。

これによりまして、地方公共団体が実施する消費下支え等を通じた生活支援や医療、介護、障害施設等に対する物価高騰対策支援、また農林水産業における物価高騰対策支援といった事業者支援を行うものでございます。

この交付金の創設に合わせまして、国からは推奨事業が示されているところでございますが、これまでに実施いたしました国や県の支援メニューや那珂市での独自支援事業など照らし合わせまして、新たな市の独自支援メニューを創設するものでございます。

この交付金の額でございますが、資料中ほど、右側の表にあるとおり、電力、ガス、食料品等価格高騰分としまして1億3,169万3,000円になりまして、今回の支援メニューの合計では、下の表の一番下のところにありますとおり、1億8,080万7,000円となっております。

それでは、その支援メニューについてご説明をいたします。

同ページの下資料になります。

まず、生活者支援としまして、キャッシュレス決済ポイント還元事業で、政策企画課が所管課となります。補正予算額が1億78万4,000円でございます。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、消費の下支えとなるよう支援を行うとともに、新しい生活様式に沿った非接触型のキャッシュレス決済、DXの推進等により消費を喚起して市内経済の活性化を図り、コロナ禍の影響を受けた事業者を支援するものとして、生活者支援メニューとしてではありますが、事業者支援にもつながるものでございます。

事業概要としましては、Pay Payを使って決済した場合に20%相当のポイントが付与するもので、1回の支払いの上限が1,000円、実施期間中の上限を1万円としました。例えば、5,000円のお買物をすると1,000円分のポイントが付与され、それを10回繰り返すことができるということになります。Pay Payが使える対象店舗は、10月末現在で大型店からコンビニ等を含めましておよそ400店舗でございます。来年の1月5日から1月31日までを実施期間といたします。なお、高齢者など使い方が分からない方等がいらっしゃると思いますので、年内には中央公民館とらぼーるにて説明会を開催するとともに、年明けには市役所1階ロビーにて個別の相談会を開催する予定としてございます。

以上でございます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3ページ上段にあります事業者支援、高齢者福祉施設等物価高騰緊急支援事業につきましてご説明させていただきます。

まず、補正予算額でございます。2,353万7,000円となります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、コロナ禍において電力や燃料費、食料品などの価格高騰に影響を受けています高齢者福祉施設等に対し物価高騰緊急支援金を支給することにより経済的な負担軽減を図るとともに、引き続き質の高いサービスが安定的に供給されるよう事業継続の支援を行うものでございます。

続きまして、事業概要です。物価高騰緊急支援金の支給対象は、市内に住所を有する入所系サービス、通所系サービス、訪問系サービスの事業者で、対象件数は99事業所となります。支給額につきましては、物価高騰の上昇率や高騰した額を基礎として算定いたしまして、サービス種別ごとに基準額を設定してございます。詳細につきましては、表に記載したとおりでございます。

今後の予定になりますが、事業所に対しまして案内文や申請書等を送付し、12月から申請の受付を開始いたします。申請を受領した後、速やかに支給するものとしまして、本年度末までに完了する予定としております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

社会福祉課長 続きまして、社会福祉課長の高安です。よろしくお願いいたします。

こちら、社会福祉課につきましては、同じく3ページの下段になります。事業者支援、障害者福祉施設等物価高騰緊急支援事業です。

補正予算額につきましては、2,312万7,000円になってございます。こちらにつきましても、電力、燃料費及び食料品などの物価高騰の影響を受けている障害者福祉施設に対しまして、質の高いサービスの安定的な供給が維持されるよう経済的な支援を行うとともに物価高騰の影響を受けやすい障害当事者を支援するため物価高騰緊急支援金を支給するものです。

事業概要といたしましては、先ほどの高齢者福祉施設等と同様に、表でお示ししておりますとおり、障害者福祉施設等の各サービスの種別と定員等に応じまして、基礎支援金として36万円から12万円の範囲で段階的に支援金のほうを支給するというふうな形になってございます。また、基礎支援金対象事業者のうちに、その他障害福祉サービス事業所におきましては食事提供や送迎対応を実施している事業所につきましては加算支援金を支給するという形になってございます。

なお、申請期間につきましては、12月から受付を開始いたしまして、順次支給してまいりますと考えてございます。

社会福祉課分につきましては以上になります。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。よろしくお願いいたします。

資料は、4ページの上段になります。

事業者支援医療機関等物価高騰緊急支援事業になります。

補正予算額は1,014万円になります。

新型コロナウイルス感染症の対応等厳しい環境下の中、電気代等の物価高騰が顕著になっており、公定価格により料金を調整できない医療機関等の経営に大変影響を受けております。コロナ禍におきましても、引き続き市民が安心、安全な医療サービスを受けられることを目的に、医療機関等に対し物価高騰緊急支援金を支給するものでございます。

事業概要としましては、下の表にあるとおり、病院の60万円から薬局の6万円まで、施設の区分に応じ支援金を支給するものとなっております。

申請期間は、12月から受付を開始いたしまして、順次支給をしております。

事業としましては、今年度末までに事業終了を予定しております。

説明は以上です。

農政課長 農政課長の会沢です。よろしくお願いいたします。

資料、同じく4ページの下段になります。また、5ページの事業者支援も続いて説明いたします。

農業者に対しまして2つの緊急応援事業ということになります。

1つ目、農業水利施設電気料金高騰臨時対策事業でございます。

補正予算額は1,521万9,000円でございます。こちらでございますが、農業者の負担軽減のため、土地改良区等の農業水利施設に係ります電気料金の値上がり分を補助するものでございます。

事業概要としましては、土地改良区の4団体及び水利組合6団体に対しまして令和3年度と令和4年度の電気料金を比較し、値上がり相当分を率を乗じて補助するものでございます。

12月から受付を開始しまして、順次交付する予定としてございます。

続きまして、5ページになります。

資源循環型農業構造転換臨時対策事業でございます。

補正予算額は800万円でございます。

コロナ禍における原油価格や物価高騰による化学肥料価格の上昇の中、化学肥料の使用量を低減し、堆肥等の産業副産物、こちらを有効活用する資源循環型農業への転換を促進するための補助となっております。

事業概要としましては、認定農業者や認定新規就農者等を対象にしまして、堆肥等の施用やその生産に必要な機械、施設等の導入に当たりまして、100万円を上限としまして、2分の1以内を補助するものでございます。

こちらも12月から受付を開始してまいります。

以上がこのたびの重点交付金を活用しました市の独自支援メニューとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

花島議員 幾つかあります。

1つは生活者支援、2ページ目の下の企画です。

これを見ますとP a y P a yだけのようなんですが、そうなのか。それから、大型店20%、中小店70%、コンビニ7%というのは一体何の割合でしょうか。予測されるポイント関連の金額予測なのかどうか、それをまず聞きたいと思います。

政策企画課長 今回のQRコードを使いましたキャッシュレス決済の事業者ですけれども、P a y P a y 1社ということになります。

それと、大型店20%、中小店73%、コンビニ7%というものは、市内のP a y P a yが使えるお店のおよそ400店舗ということになっておりますけれども、その比率と申しますか、そのうちの20%が大型店、73%が中小店、コンビニが7%ということでございます。

花島議員 店舗数の割合ということですね。

それと、非常に私疑問に思うのは、そもそもP a y P a yをどれだけの人を使うのか。それからP a y P a yを何で推進する必要があるのか、全く理解できないんです。今までのキャッシュレスでいったらクレジットカードでやることが多いし、多分クレジットカード以外でもP a y P a y以外の何かもいろいろあるんじゃないかなと、私使っていないから分からないんですが、それなのに何でこれだけなんですか。その辺の理由を聞きたいです。

政策企画課長 まず、今回キャッシュレス決済を取り入れるということにつきましては、以前、プレミアム付商品券ということで令和2年度と令和3年度と実施しておりました。こちらにつきましては、準備から利用していただいて精算するまで相当の時間がかかってしまうということがございましたので、今回はキャッシュレス決済で、既存にそういうデジタルのシステムがあるというところでP a y P a yを採用したというところでございます。

なぜP a y P a yを採用したかといいますと、シェアですね、QRコード決済のシェアでP a y P a yが46.1%ございます。その次に多いのがドコモ系のd払いというものが16.9%、楽天P a yというものが14.8%ということで、シェアとしてはP a y P a yが一番多いということで、まず1つ理由となっています。それと、このキャンペーンを使ったサービス、こちらを行っているほかの市町村の実績というものもかなり多くございまして、現在東海村でも実施しておりますけれども、石岡市でも3回、常陸太田市でも2回、その他、銚田市、つくば市、かすみがうら市、八千代町、そういったところでも

サービスを実施しているという実績がございます。あとコロナ禍の中で、非接触型ということで、新しい生活様式にのっとっているということでこちらを採用させていただいたということがございます。

以上です。

花島議員 今の説明聞いてもなかなか納得できないです。何でこんなことをやらなきゃならないのかというのが本当に、生活者に支援すること自身は私は反対はないんですけども、P a y P a y でやるというのに何か全然納得できないです。

ただ、緊急のことでもあるし、本会議で議案に反対するとまではどうするか考えますけれども、もうちょっと考えて何か計画してほしいと思います。

次の質問いいですか。

農業者支援で、電気代の支援です。これは、どの期間の電気代に対してのものなんでしょうか。何となく令和4年度分ということかなという気がするんですが、それでよろしいのでしょうか。

農政課長 こちらの電気代補助につきましては、令和4年度が前年と比べて上がっているというようなところですので、その分の補助ということがございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに。

笹島議員 これ今回の岸田内閣の鳴り物入りで始まったあれだよな。先ほど言っていたキャッシュレスポイントとか一応農業支援、高齢者支援、これ那珂市の独自であれしたやつですよな。ほかとは違うのかな、これ。ちょっと聞きたいんですけども。

政策企画課長 今回お示ししました事業につきましては、全て那珂市の独自支援という事業になります。

以上です。

笹島議員 これ、私ら思っていたんだけど、電気、ガス、食料品の価格が高騰したから、その支援策だと思ったんだけど、そのストレートじゃないんだね。全員にそういうことが、恩恵が与えられるあれじゃないんですよ。ピンポイントでこれしていますよね。こういうのやっていいのかなと俺思うんですけども。それだけ予算がないから仕方がないと言えばそうなんですけれども。さっきのキャッシュレスだってそうですよね。もちろんP a y P a y が独占しているのは分かっていますけれども、これスマホ決済するのに、お年寄りできないですよ、こんなこと。悪いけれども。登録してやらなきゃいけないんですから。都市部だったら皆さんやっていますけれども、俺県内で、私よくスーパーに買物行くんですけども、みんな今はカード使ってやっているというのもしません、若い人はね。もちろんスマホ使って。本当に若い人だけで、1割か2割しかいないですよ。ほかはみんな現金かそういう形をやっているんで、こんなことやっていて、

これ本当に使えるものなんですか、これ。ちょっと伺います。

政策企画課長 先ほども申し上げましたけれども、高齢者の中でお使いが不慣れな方とかも相当いらっしゃると思います。そういった方のために12月21日にはらぼーる、12月27日には中央公民館、こちらで午後の時間を使いまして2回ずつ、計4回説明会を開催したいと考えてございます。それと、年明け、1月5日の木曜日、それと1月12日、こちらの午後の時間は市役所1階ロビーに個別の相談窓口を設置しまして、こちらで使い方のご説明なんかをしたいというふうに考えてございます。

それと、P a y P a yのほうでも直接、24時間365日体制でコールセンターということもございますし、これらを活用していただいてアプリの活用のほうを進めていただきたいというふうに考えます。

以上です。

笹島議員 何でそんなめんどくさいのやるのかなと思って、もっとストレートにできるもの、すぐにできるものをまずやってもらいたい。これ実施期間が来年の1月いっぱいなんですか、これ。

政策企画課長 実施期間につきましては、来年の1月5日から1月31日までということになってございます。

笹島議員 そんな説明受けて云々でやっていて、その割に使用できる1か月しか、こんな不便なものないと思うんですけれども。これだったらやらないほうがいいんじゃないですか、こういう利用率が悪いやつ。何かほかに考えて、もっと期間を3か月ぐらい長くするとか、もっと皆さんで誰でも使えるようにということをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないですか。何か非常にこれ、ただやっているというスタンドプレーしか見えないんですけれども、どうなんですか、それ。うちもやりましたという何か。中身入っていないんですけれども、どうなんですか、これ。

政策企画課長 まず、商品券を冒頭考えたということで申し上げたかと思いますが、商品券につきましては30%の還元ということではなっておりましてけれども、その期間、繰越しは今回できないということもございましたので、相当数日数がかかって、なかなかその商品券というよりは今既存のシステムがあるP a y P a yを活用して実施したいということで考えました。それと、商品券につきましては、前回、前々回の対象店舗が大体210店舗程度だったんですけれども、P a y P a yにつきましては400店舗あるということで、相当市内経済の活性化にはつながっていくのかなということで考えてございます。

笹島議員 何でそんなことしつこく言うかということ、これ使えるの本当一部しかないんですよ。本当に、どうせこれ還元するんだったら、今言っていた電気、ガス、食料品が高くなったから皆さんで、苦しんでいるから皆さんで使ってくださいというようなことを、100%とは言いません、7割、8割使いこなせるようにしてということを私は望んでいる

んです。もっと期間を長くとか、そういう形ですか、何かそういうことの柔軟性がないのかなと思うんですけれども。何か、腑に落ちない点があるんですけれども、私の勘違いかな、それは。

政策企画課長 繰り返しにはなりますけれども、今回市内経済の活性化とか、そういった部分に直接寄与できる事業としまして、早急に対応できるこういったキャッシュレス決済を使って実施したいということでございます。ご理解をお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

武藤議員 皆さん出ている P a y P a y なんですからけれども、この議員の中で P a y P a y 使っている人何人いますか、ちょっと手を挙げていただけますか、P a y P a y できる人。2人か3人ぐらいでしょう。現実的に、議員の中にも若い方いると思うんですけれども、この今日出席している15名の中で若干3名ということで、僕は非常に P a y P a y って、現実的に P a y P a y を使うためにはコンビニに行ってチャージしなくちゃならないですよ。もしくは銀行か何かとクレジット契約結んでそこから入れなくちゃならないとこの P a y P a y というのは、僕持っていますけれども、P a y P a y は非常に難しいと思います、この P a y P a y というこれ。これにお金入れなくちゃならない。その手間と、あとクレジットカードを持っていて、そこから入れなくちゃならないという作業が絶対僕は中高年の人には難しいと思います。

これ現実的に1億円でしょう、これ総額。総額1億円で、最大1万円の支給と、那珂市民のうちに1万人ほどが最大限使って1万人なんです。この恩恵にあずかれるのが。そんなことやるんだったらば、この1億円を、約市内2万世帯だから、5,000円ずつ現金で配布したほうが良いと思いますよ。現実的に困っているのは冬の電気代とか灯油代が困るんだから、やはり市民に広くやるんだったら5,000円ずつ配布、僕はそれを強く望みますが、その辺り変更する考えございますか。これ強く主張します。

政策企画課長 今回、国のほうの推奨メニューとして示されているもので、そういった給付型ということで、直接給付することが推奨ということでは出ていないというのが一つございます。その中で、以前やりました商品券につきましては経費率が大体30%から40%ぐらい、配布する、商品券を売る、手数料を支払うということで経費がかかってしまうんですけれども、今回のこのキャッシュレス決済部分につきましては約5%程度ということで、費用もかなり抑えられるということで、1億円ぐらいの予算ではございますけれども、費用対効果は大きいということで今回こちらの事業を採用させていただいたということでございます。よろしくをお願いいたします。

武藤議員 納得はいかないんですけれども、ちょっとこれ考えなくてはいけない案件だなと僕は思いますので、変更できることを期待しておきます。

議長 ほかに。

福田議員 4ページの農政課の電気料金、これの臨時対策事業の中で、対象者が土地改良区と

水利組合、これについてなんですが、ちょっとこの範囲が狭過ぎると思うんですよ。これ具体的に言いますと、まず末端をもうちょっと見つめていただきたい。この組合があって、水が回ってこないところがたくさんあるでしょう。そのために各自地下水をくみ上げて、そして対応している農家がたくさんあると思うんです。そういうことから言うと、この対象者の範囲でちょっと俺は狭すぎるかな、そういうふうに思うんですけども、末端ですよ。例えば、これ補助出したって、水が来ないところは補助出したって来ないですよ。そうでしょう。これは値上げ分に対しての補助だから。どうですか、この辺、農政課でどういうふうに考えていますか。対象者の範囲がちょっと狭過ぎるような。もうちょっと末端のことを考えていただきたいな、こういうふうに思うんですが、いかがですか。

農政課長 ご指摘のとおり、自分のところで水を上げているというところもいらっしゃるのかなとは思いますが、今回多くのところ、水田等ではこの水利組合ないし土地改良区からの導水を利用しているというふうなところで、ここへ補助することで受益者のほうの負担の軽減にもつながるといふようなところでの今回のこの対象にしたところがございます。水がそもそも回らないというところに対しては、今後解消策がほかにあるのかどうかというところは見ていきたいというふうに考えております。今回の対象としましてはこの加入している組合等というところでご理解いただければいふふうに思います。

以上でございます。

福田議員 だってよく考えて下さいよ。この改良区あるいは水利組合というのは耕作者からは、これは金を取っているんですよ。10アール当たり幾らって、水利組合あるいは改良区によって金額の差はありますけれども、支払っているんですよ、耕作者は。それでも水が来ない場所がたくさんあるわけでしょう。そういう耕作者というのは、井戸を掘ってくみ上げて、電気料かかっているんです。二重に経費がかかっているんです。そういうところが対象になっていないということ、これに対して、私は範囲が狭過ぎる、対象がちょっと狭いんじゃないかという、こういうことなんですよ。改良区あるいは水利組合には耕作者は金払っているんですよ、これ。面積に応じてちゃんと電気料金含めた金を支払っているんです。そこに対して補助を出すんだよと、これ結構な話ですよ。だけれども、その末端を考えてくださいよ。そうじゃないですか。

農政課長 個人の、水が来なくてくみ上げて経費がかかっているという方、ご指摘のとおりあるかというふうに思います。今年度の9月の補正予算で計上いたしました農業資材等の価格高騰臨時対策事業ということで9月に計上させていただきましたけれども、この中で各個人と農業経営の法人も含まれますが、肥料を含めまして諸材料あるいは光熱動力費の高騰対策としまして12月から申請を受け付けるというものもございますので、そういった今のご指摘の方につきましては水道光熱費等の、あとは電気料等、そちらのほう

の補助の申請である程度カバーできる部分もあろうかというふうにも考えてございます。

以上でございます。

福田議員 これは対象者が違うと思うんだよね。どうですか、対象者が違うでしょう。こういう改良区、水利組合、これよりはもうちょっと末端ですよ。同じ料金上がっているんだから。使う量は違うと思いますよ。消費量は違うけれども、値上がりしているのは同じなんですよ、これ。なぜ地下水をくみ上げているかということをよく理解していただきたい、そこを。水が来ないからですよ。ちゃんと水利費は払っているんだけど、水が来ないから各生産者は独自で要するに経費をかけて、そして電気料を払ってポンプを設置して、そして耕作しているんですよ。そういうところをもうちょっとやはり見つめていただきたい。これが一番大事じゃないですか。団体なんかよりは個人ですよ。それだって、どこの農家もそうかという、そうじゃないんですよ。水が間に合っているところ、間に合わないところがそういう設備を設置して、そして電気料を支払っているんですよ。ここが対象と違いますか。農政課長、どうですか。

農政課長 設備的に土地改良区とかに水利料払っても水が来ないというようなところのご指摘につきましては、こういった補助もさることながら、その設備の改修そのもののほうの要因ということもございますので、すぐに改善できるかどうかというのは、それぞれの状況があらうかと思えますけれども、そういったところの改善も別途進めていくというようなことも必要かなというふうに改めて認識いたしました。

また今回の補助、先ほど申し上げましたとおり、9月の補正で個人への水道、光熱、動力費ということも今年度補助メニューにはしておりますので、そちらのほうでのある程度カバーというようなところでご理解いただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

福田議員 この辺をもうちょっと考え直していただきたいなど。対象者のポイントが違うと思う。これは、この団体に対しても、それはそれで当然かも分かりませんが、それよりもうちょっと末端ですよ。そういうことをもうちょっと検討していただきたいなど、強く求めたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

君嶋議員 すみません、2ページの、先ほどから話が出ています生活支援について。やはりこの1億円のお金を市独自で行うなら、市民が、今困っているのほとんど全部市民全体だと思います。ですから、キャッシュレス決済とかそういうのじゃなくて、商品券なら商品券で、先ほど武藤議員も言いましたように、1世帯5,000円なら5,000円で、プレミアムとかそういうのつけないで、もう均等で全員に支援金として配ったほうが私は市民に対しても有効ではないかと思えますので、この辺についても検討していただければと思います。

以上です。

議長 答弁いいですか。

君嶋議員 はい。

古川議員 3ページの高齢者福祉施設と、あと障害者福祉施設に対する支援をするということなんですが、結局これ大事なのはそのサービスを受けている方に、例えば電気代が上がったから、食材が上がったからサービス代の負担を求められないようにするということですよ、目的は。そこちょっと確認したいんですけども。

社会福祉課長 社会福祉課長です。

議員おっしゃるとおりでございます。

古川議員 分かりました。個人的にはうちの母もお世話になっているので、そういう理由でもし上げさせてくださいと来たら、市からもらっているでしょうと言っていいんですよ。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに。

笹島議員 これ、大まかに見ていて、先ほどから言っている生活支援者、それから事業支援、もちろん介護施設、社会福祉のほうのあれと、それから医療機関も電気代が上がっているからということ、それから農業関係。これも一つ、電気とか何かいっぱい使っているのは製造業だと思うんですけども、中小零細の、そういうところにこれ当てはめないのかな。何かちょっととんちんかんな気がするんだよね。もちろん介護施設云々は分かっているけれども、その還元は直接どこに行くのか。福祉施設なのか、今言った利用者に行くのか、これも今一つよく分からない。

それから、もう一つ、医療機関、もちろん医療機関、そんなに俺電気使っていると思わないんですけども。これ趣旨って電気、エネルギー、要するにガスでしょう、食料品でしょう。趣旨から何かちょっとずれているような気がするんですけども。本来の製造業の方というのは非常に電気使っていますよね。もちろんLPガスも使っていますよね。こういうことを今入れなきゃいけないのに、何でこれ抜けているの。それとも、中小零細企業が、那珂市には零細の企業は少ない、ないということなのか、これは。それちょっと教えてくださいよ。

政策企画課長 中小企業に対する支援ということでございますけれども、今回那珂市の独自支援メニューの中では設定はしてございません。というのは、茨城県の支援メニューの中で、中小企業に対して、売上げが落ちたようなところについては一律10万円を支給するというような制度がございましたので、今回限りある財源の中で、那珂市独自でということの部分については、本日お示した内容ということでございます。

以上です。

笹島議員 今言っていた中小零細企業のほうに一律10万円、これから支給するんですか。

政策企画課長 12月から受付を開始するというところで伺ってございます。

以上です。

笹島議員 これは前からやっていた前年から何割売上げが減って、そういうことを対象にするという、何か月前か去年かやりましたよね。中小零細企業の、今言っていた売上げが減のあれ。それと同じようなことをやるわけですか。

政策企画課長 今年の1月から10月の売上高、それと昨年の1月から12月の間、その年間の売上げ、それが120万円以上の企業に対して、比較をしまして20%以上減少しているということが条件となりますけれども、そちらに10万円を支給するという事業内容となっております。

笹島議員 それは茨城県がやるということであって、その対象になっているから救済しなくていいということで。では、那珂市としてはそういう方に対しては何も救済する考えはないわけですね。

政策企画課長 今回につきましては、中小企業に直接支援を行うということではなくて、先ほど申し上げましたキャッシュレス決済等でP a y P a yを使っていただきまして、それを市内事業者のほうにどんどん使っていただいて市内経済の活性化を図っていきたいというふうに考えてございます。

笹島議員 確認しますけれども、生活支援のほうとして、那珂市としては一般の中小零細企業の従業員の方とかオーナーの方とか、そういうのも含めてキャッシュレスを使ってくださいということで。あと、県が独自で今言った中小零細企業を一律10万円で救済しますという、これから施策をやりますから、それを使ってくださいというふうに分けたということでもいいですね、確認ですけれども。

政策企画課長 整理をするとすれば、今おっしゃったような内容になると思います。

以上です。

議長 ほかに。

關議員 4ページと5ページなんですけど、先ほど福田議員の質問の内容に全く同感で賛成なんですけれども、5ページの認定農業対象の認定農業者、認定新規就農者というのがちょっと意味が分からないんですけども、詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

それと、もう一つは事業者支援、4ページのほうも事業者支援となっておりますが、これはやはり一般農家の支援ということで、やはり福田議員と同じように対象者の範囲をもっと一般農家に広げるべきじゃないかという気がいたします。そのようなところはいかがでしょうか。

農政課長 まず、認定新規就農者でございますけれども、こちらのほうにつきましては、新たに農業経営を営もうとする方で、計画を作成し、市のほうが認定をすることによって認定農業者というようなくくり、同じような感じで資金的なメリットとか、そういったものが受けられるという方でございます。

もう一つ、水利費のほうです。先ほどからご指摘いただいていた部分でございますけれ

ども、こちらの、またちょっと繰り返しになってしまいますけれども、一般の方、個人の方も含めまして、令和3年度において年間30万円以上の農業販売収入につきまして、電気料の高騰分ですとか、あるいは肥料とか諸材料高騰分を補助するというようなことを12月から申請を受け付けることになっておりますので、個人の方でそういった部分、電気料の負担が増えたというような方につきましては、そちらのほうでカバーするというふうな予定をしております。

以上でございます。

議長 ほかに。

石川議員 介護長寿課の高齢者支援事業でちょっと確認したいんですが、定員、例えば定員50人以上のところだと60万円という金額が出ておりますが、これが平均して、例えば3か月平均して48名という利用者だったらどうするんですか。これあくまでも認可をいただいている定員数でよろしいんですか。

介護長寿課長 介護長寿課です。

認可を受けている定員になってございます。

議長 ほかに。

花島議員 また生活者支援関連ですが、私さっきの質問するときはP a y P a y、もっと多くの方が使っているのかなと思っていたんですけども、結構使っている人がいないんで、一体那珂市では何人がP a y P a yを利用しているんでしょうか。考えてみると、1億円で、那珂市の人口で割ると大体二千幾らかですよ。均等に使われるとして、P a y P a yを使っていなかった人が新たに、みんなが使ったときにその分のポイントが得られるとして考えて、そのために面倒な手続きをやり、いろんなリスクがある携帯電話にそれセットし、使うのかといたら、非常に疑問で。ということは、結局一部の人しか登録しない。先ほど意見があったように、高齢者の方はやりたくないし、新たに面倒なことやりたくない、私なんかもそういうタイプなんで、財布なんかもいろんなカードでもう満杯になっているし、携帯電話にいろんなことをぐちゃぐちゃ入れるとどういうふうに悪用されるか分からないからあまり入れたくないんです。そういうことを考えると、本当に限られた人しか使わないんじゃないかと思うんですよ。それは意見ですが、先ほど言いました質問で、一体那珂市内で現在何人が使っているんでしょうか。説明会やると言いましたけれども、例えば半分以上の方が使っていないとして、那珂市の説明会に、やりますからと言ったって一体それで何万人来るんですか。みんなに使ってもらおうと思ったら、ですよ。そんなこと想定していないでしょう。その辺どう考えているかお聞かせください。

政策企画課長 まず、キャッシュレス決済、今現在スマートフォンをお持ちの方ということで、例えば60代であれば91%、70代の方以上で70%というデータが出ているということでございまして、全体で日本国民のうち約7,000万人が今QRコード決済などを使っていると

ということでデータが出ております。約半数ということになりまして、そのうちの、先ほど申し上げましたP a y P a yのシェアが46%ということでございますので、那珂市の人口のうち、約半数のうち約半分の方はP a y P a yをお使いいただけているのかなということで、あくまで憶測にはなりますけれども、データ上はそういう形になろうかと思えます。

花島議員 どのデータか分からないけれども、全然信用できないです。まず、携帯電話の数というのは携帯電話登録の数かもしれませんが、QRコードの決済でやっているって本当にそんなにいるんですか。だってさっき手を挙げた人、何割ですか。半分もいないですよ。ちょっとそれ、単純に信じるのは、そちらに並んでいる方々が一体P a y P a yどのぐらい使っているか手を挙げていただきたいぐらいですが、それは言いません、やりません。一応気持ちだけです。ちょっと内部過ぎますよ。どのデータなんですか、国のデータですか。大体、私、国のデータ最近信用できなくて、新型コロナウイルス感染症でも本当にワクチン打たせるためだけのデータを表示しているような感じで、副作用の率とかまるっきりいい加減なデータばかり流しているんです。この件もひょっとしてそういうことないでしょうか。

政策企画課長 このデータにつきましては、P a y P a yから頂いた資料ということになりますのであれですけれども、ただそこもほかの事業者とかも比較した中での数値ということになってございますので、信憑性はあるというふうに考えてございます。

以上です。

花島議員 P a y P a yからもらったデータというのはそうでしょうが、それを信じるというのは普通はないですよ。何か裏づけを取ってから考えるべきです。全国でどうかは知りませんが、那珂市は特別な場所なんですかね、こんなにP a y P a y使っている人が少ないって。あそこは全国でも特異的な場所だって、それどっちだっていいんですが、現実に那珂市内では少ないと私は思います。議員だってこれだけだから。お年寄り、何歳以上がお年寄りかによるけれども、この中で、これだけ一定の活力がある人でこれしか使っていないということは、そうじゃない、使っていない人がやたら多いですよ、きっと。もう一回考え直してほしいですね。

政策企画課長 繰り返すにはなってしまいますけれども、今回このP a y P a yを使ったキャッシュレス決済でポイント還元をするということにつきましては、既存のサービスを活用して早期にできるということを考えてということの一つ理由としてございます。交付金の性格上繰越しができないということがありましたので、商品券、そちらのほうを断念せざるを得なかったということがございます。ご理解いただければと思います。

花島議員 早期にできると言いましたが、結局ある程度有効性を持たせようと思ったらP a y P a yってこういうもんですとかこうやって登録しますとか使い方の注意とか、それを教えなきゃならないですよ。それは事務手続として必要でしょう。本当に大勢が使お

うと思ったら、とんでもない数の手数料がかかる。市の職員の人件費としても。そんなことだったら、ちょっと意見もあったように、例えば1人二千何百円かぼんと現金支給にしちゃったほうがいいと思います。

それと、結局ある程度お金を使う余裕のある方だけが使った額に応じてメリットを得られる。本当に困っているのはお金を使う余裕の少ない方だと私は思うんです。そういう点でも何か賛成できないです。

以上です。

議長 ほかに。

笹島議員 P a y P a y って残高がなければあれだけども、本当に会社勤めて余裕がある人しかこれ使っていないよ。本当に余裕ない人ってこんな、ごめんなさい、あれ預金に残高なければ使えないんだから。クレジットカードもそうですよ。だから、これまずいんじゃない、こんなことやっていて本当に手厚く、今言っていた本当に困っている人に行き渡らないって分かっていてやっているんじゃない、これ。何でそういうことの本筋をついていないのかな。それで、めんどくさい説明会。説明会の、P a y P a y の職員が来て説明会させますなんて、こんなこと言うわけじゃないでしょう。何でこういうことをやっているのかな。もっとストレートに行き渡る方法を考えて、今すぐでもこれ、みんな困っているんでしょう。だから今すぐでもやってあげなきゃしょうがないじゃん。そんな、今言っていた絵に描いたような餅っていうか、何か的外れなことやっていては。そう思わないか、これ的外れですよ、これ、やっていることが。緊急で本当に困っているところにすぐにやらなきゃいけないのに何で説明会やって、今度P a y P a y に登録してもらって、やれ銀行口座持っていて、そこで預金残高、こういうのいろいろ大変なんですよ、めんどくさいから。クレジットカードがそうでしょう、だから。私さっき言ったじゃないですか、スーパーで私は買物しているけれども、ほとんどキャッシュとカードと、それからこの今言っていたこういう、ごめんなさい、P a y P a y みたいにこんなことやって、3種類に分けているんですよ、だから。茨城県というのは本当に遅れているんです、それは。悪いけれども。首都圏なんです。これ使っているのは、8割、9割の若い人がもうほとんど使っているわけで、もう現金を嫌がる場所なんです、首都圏というのは。カードかもしくはこういうスマホ決済、これが喜ぶんです。そういうふうにシステムにしていますから。ここはみんな現金を使って喜ぶようなお店、中小零細企業がみんな多いんですよ、だから。何で那珂市においてそういう、どこからこういう知恵を入れたのかなと思って、どこかのまねしたのか。絶対那珂市の独自の手法だと俺思わない。どこでまねしたんですか、こんなこと。独自で自分で考えてやってくださいよ。那珂市はこうだということ。さっきからあれはできないこれはできないと、その話ばかりして、もうお昼になっちゃうよ、こんなことやっていたら。早くやってくださいよ、そんなもの。考えて、もうすぐ。市長もそれ考えているでしょう、これ。

市長はどういう考えなんですか、それは。

副市長 ありがとうございます。

先ほどから繰り返してしまいますけれども、一つは今回交付金の繰越しができないということで、商品券を最初検討したんですけれども、そういう金券では手続的に間に合わないということです。それから、先ほどお話がありましたように、一応国の支援メニューも現金給付というのを直接やるというのを想定していないというところがあって、商品券という形で配ることによって消費の喚起、経済の活性化というのも含めて対応できるということでこの選択。

先ほど言ったように、おっしゃるとおりだとは思いますが、一方で東海村や常陸太田市や、県内でもたくさんの市町村で利用し始めていると。また手数料が、商品券作ると大体3割は手数料で持っていかれちゃうんです。このP a y P a yとか使うと5%で済むので、計上している予算がほとんど還元されると。一応限度額1万円ということですので、特定の人に特に偏って利益が行くという形ではない形を取っているわけですが、議員の方々がおっしゃるとおり、まだまだ普及不十分だろうというのは我々もちょっと検討しなければならないと考えておりますけれども、今後デジタル化に向けて、店舗のほうが400店舗という形で、商品券で取り扱うよりもさらに倍のお店でも導入については進めているということもございます。やはりデジタル化に向けて市としても率先していかなければいけないという思いもあって、このP a y P a y利用について今回検討させていただきたいと思っております。何とぞご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思えます。

議長 ほかに。

古川議員 先ほど来、議員各位から検討してほしい、再考してほしいというようなお声がありますが、これ今日の臨時会で議決しなければできないわけですね。そうすると、仮に否決された場合、先ほど来お話がある交付金は繰越しができないということになると、結局使い道なくて終わっちゃうということになるんですか。そこちょっと確認したいんです。また検討して何らかの、例えば12月の定例会とかまでに再考していただいて、そのとき改めて議決という方法もあるんですか。

政策企画課長 このキャッシュレス決済、P a y P a yの部分につきましては、今月中に相手方のほうと契約を締結したいということがありましたので臨時会ということでお願いしてございましたので、仮に12月議会で同じように上程させていただいて議決をいただいたとしても、年度内というのはなかなか難しくなってくるかなというふうに考えております。

以上です。

花島議員 何か今の答弁おかしいんで、P a y P a yとやるんだったらそういう話でしょう。例えば一律に現金給付するという話だったら別に難なく再議決なり何なりすればできま

すよね。だから、要するに、古川議員の質問は国から来るそういう補助金というんですか、それが使えなくなっちゃうのかという質問だったと私は認識しているんですけども、そっちの答弁はそれに対する答えになっていないです。

政策企画課長 すみません。P a y P a yの部分についてはということでお話しはしましたけれども、先ほど副市長からもお話があったとおり、国のほうから直接現金を給付するような部分というのは推奨メニューとしては出ていないということがありましたので、プレミアムをつけて商品券というような形で検討したというのが一つございました。その結果、今回P a y P a yということでお願いしているわけですがけれども、それがかなわないということであればほかの事業を検討して進めるということもあろうかとは思いますが、年度内に全てを終えるということはなかなか難しいのかなというふうには考えてございます。

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

以上、全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

閉会（午前11時28分）

令和5年3月15日

那珂市議会議長 萩谷 俊行